

最上漁業協同組合内共第13号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、最上漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、こい、かじか、さくらます、いわな、やまめ、やつめうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣り、徒手採捕又はすくい網、たも網による遊漁の場合には口頭でその他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣り、徒手採捕又はすくい網、たも網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を第8条の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
すくい網	間 口 1.2メートル以下
たも網	網口径 1.0メートル以下
投網	全 長 4メートル以下
刺し網	全 長 15メートル以下（目合 27 ミリメートル以上）
	網 丈 1.5メートル以下

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる漁具・漁法で遊漁してはならない。

- (1) 一枚網以外の刺し網
- (2) 刺し網を設置して漁場を離れる漁法
- (3) 潜水具を使用する漁法
- (4) 船外機を利用して水産動植物を追い、刺し網でとる漁法

3 次の表の左欄に掲げる魚種について、中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる区域内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	区 域
-----	-------	-----

あゆ	ルアー釣り	米坂橋から岩津橋までの鮭川
	がら掛け	向井橋から下流の鮭川

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水産動植物の種類	期 間
あ ゆ	組合が定めて公示する日から 10 月 31 日まで
う ぐ い (は や)	周年
こ い	周年
か じ か	5 月 11 日から翌年の 1 月 31 日まで
さ く ら ま す	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
いわな、やまめ	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
やつめうなぎ	7 月 1 日から翌年の 5 月 9 日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる水産動植物はそれぞれ中欄の区域内において、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
うぐい (は や)	1 最上郡金山町大字山崎地内上台川と金山川との合流点から下流 100 メートルの地点の金山川 2 最上郡真室川町大字平岡地内平岡堰堤から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点の金山川 3 最上郡真室川町大字釜淵地内釜淵橋から下流 100 メートルの地点までの真室川 4 最上郡真室川町大字栗谷沢地内栗谷沢橋から下流 200 メートルの堰堤から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点までの真室川	4 月 1 日から 5 月 10 日まで

うぐい (は や)	5 最上郡真室川町大字木ノ下地内片淵地先揚水場から下流 200 メートルの地点までの真室川 6 最上郡真室川町大字川ノ内地内高沢沼田地先右岸県河川標柱から上流 200 メートルの地点までの真室川 7 最上郡真室川町大字大沢地内八千代橋から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点までの鮭川 8 最上郡真室川町大字差首鍋地内中村橋から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点までの鮭川 9 最上郡鮭川村大字庭月地内真室川と鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点までの区域 10 最上郡鮭川村大字庭月地内内庭月観音寺橋から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点までの鮭川 11 最上郡鮭川村大字庭月地内豊田橋から上流及び下流それぞ	4 月 1 日から 5 月 10 日まで
--------------	--	-------------------------

	れ 100 メートルの地点までの鮭川	
12	最上郡鮭川村大字川口地内泉田川と鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点までの区域	
13	最上郡鮭川村大字川口地内米坂橋から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点までの鮭川	
14	最上郡戸沢村大字名高地内戸沢橋から上流及び下流それぞれ 50 メートルの地点までの鮭川	

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる区域においては、釣り以外の漁法で遊漁してはならない。

- (1) 最上郡鮭川村大字石名坂地内、石名坂頭首工の上流 50 メートル及び下流 100 メートルの真室川（但し、頭首工の ゲートを開門した場合はこの限りでない。）
- (2) 最上郡真室川町大字平岡地内、新町頭首工の上流 50 メートル及び下流 100 メートルの金山川。

（全長制限）

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	全長 10 センチメートル
う ぐ い (はや)	全長 5 センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の魚種についての遊漁もできるものとする。

一 釣り、徒手採捕又はすくい網、たも網、やすによる遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
うぐい(はや)、こい、 かじか、さくらます、いわな やまめ、やつめうなぎ、	釣り、徒手、すくい網、 たも網、やす（かじかに限る）	1 日	1,500 円
		1 年	8,000 円
あ ゆ	友釣り、ルアー釣り、どぶ釣り、 がら掛け	1 日	2,000 円
		1 年	9,000 円

- (1) 第一号の場合において、小学生及び中学生並びに肢体不自由者（身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者）の遊漁料の額は無料とするが、肢体不自由者が期間 1 年の遊漁（特別遊漁を除く）を行う場合には、遊漁承認証発行手数料として 2,000 円を収受する。又、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。

二 特別遊漁料の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ、うぐい (はや)、こい、 かじか、さくらます、いわな、 やまめ、やつめうなぎ	刺し網、投網	1 年	12,000 円

- (1) 第二号の特別遊漁料を納付した場合は、第一号に掲げる遊漁もできるものとする。なお、第一号の遊漁料を納付した場合は、第二号の遊漁料の額から 8,000 円（あゆに係る期間 1 年の遊漁料を納付した場合にあっては、9,000 円）を控除して得た額とする。
- 2 第一号の遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシス

テムにおいて納付しなければならない。又、第二号の遊漁料は、組合に納付しなければならない。ただし、第一号の場合、当該遊漁する場所において漁業監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の納付があったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 3 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証の承認に関する事項)

第 9 条 この漁場区域内及びア表に掲げるすべての漁場区域内においてイ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、第 2 条、第 7 条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめイ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）				
内共 第 1 号	内共 第 2 号	内共 第 3 号	内共 第 4 号	内共 第 5 号
内共 第 6 号	内共 第 7 号	内共 第 8 号	内共 第 9 号	内共第 10 号
内共第 11 号	内共第 12 号	内共第 13 号	内共第 14 号	内共第 15 号
内共第 16 号	内共第 17 号	内共第 18 号	内共第 19 号	内共第 20 号
内共第 21 号	内共第 22 号	内共第 23 号	内共第 24 号	内共第 25 号
内共第 26 号	内共第 27 号	内共第 28 号		

イ表

水 産 動 植 物	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
全 魚 種	さお釣り（掛け釣りを除く）	1 年間 31,000 円
あゆを除く全魚種	同 上	1 年間 20,000 円

2 前項の承認により遊漁するときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

3 第 1 項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった

- ときは、遊漁証これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な支持を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。